

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和7年度定期監査（第2回財務監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年3月4日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 山崎 昌則

課	指摘事項	講じた措置
建設部道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている業務処理責任者の通知書が受注者から提出されていないものがあった。 ・ 業務委託の契約において、発注者が書面により行うことと定められている再委託の承諾が口頭により済ませているものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な提出書類を示したチェックリストを作成し、事業者及び市の双方で所有し、お互いに業務の進捗状況を確認しながら、書類の提出漏れを防止する措置を講じて、業務を遂行していくこととした。

(担当：建設部道路管理課)